

# 東京圏(※1)から就職・起業で 三宅町に転入すると…

2人以上  
**100万円補助**  
単身  
**60万円補助**

(※1)東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域(裏面参照)以外の地域

東京23区内に在住、または東京圏(※1)に在住し東京23区内に通勤していた方が三宅町に移住し、就業または起業した方などへ補助があります

## 対象者

- ▶補助金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内である
- ▶以下の期間、東京23区内に在住、または東京圏(※1)に在住し、東京23区内へ通勤をしていた
  - ・直近10年間のうち、通算5年以上
  - ・直近1年以上連続して
- ▶5年以上、継続して居住す意思があるなど

## 就業

- ▶奈良県マッチングサイトジョブならnetに掲載している求人による就業

## 起業

- ▶奈良県起業家支援事業補助金の交付決定を受けている

## 専門人材

- ▶プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業で移住及び就業

## テレワーク

- ▶自己の意思により移住し三宅町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うなど

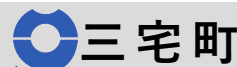
詳細は裏面をご覧ください

三宅町移住定住促進補助金(移住・就業支援分)

問い合わせ先

三宅町役場 政策推進課 〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂689

☎0745-44-3070 ✉seisaku@town.miyake.lg.jp



2021年4月発行

# 移住就業支援分

## 概要

東京23区内に在住、または東京圏(※1)に在住し東京23区内に通勤して  
いた方が三宅町に移住し、就業または起業した方などへの補助

## 補助額

単身 **60万円**  
世帯 **100万円**

## 対象者

▶(世)：世帯向け申請の場合の要件

必須	移住元	<input type="checkbox"/> 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住、または東京圏(※1)に在住し、東京23区内へ通勤(※2)をしていた…①
		<input type="checkbox"/> 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、または東京圏に在住し、東京23区内へ通勤をしていた…② *通勤期間は住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とします
移住先	その他	<input type="checkbox"/> ※通学について 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も上記①及び②における移住元としての対象期間とすることができます。
		<input type="checkbox"/> ▶(世)同一世帯に住んでいた
その他	就業	<input type="checkbox"/> 申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内である(R2年4月1日以降に三宅町に転入) *起業の方はR3年11月30日までに転入し、R4年2月末までに申請が必要です
		<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある
該当するもの	専門人材	<input type="checkbox"/> ▶(世)申請時において転入後3ヶ月以上1年以内である(R2年4月1日以降に同一世帯に転入)
		<input type="checkbox"/> 町税等の滞納がない <input type="checkbox"/> ▶(世)18歳以上の世帯全員
起業	テレワーク	<input type="checkbox"/> 暴力団員等との関わりがない <input type="checkbox"/> ▶(世)世帯全員
		<input type="checkbox"/> 日本人、または外国人であって在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれか)を持っている
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 勤務地が奈良県内に所在する
		<input type="checkbox"/> 奈良県が移住支援金の対象として奈良県マッチングサイトジョブならnetに掲載している求人による就業である
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族が代表者などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない
		<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職している
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降
		<input type="checkbox"/> 移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
		<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業で移住及び就業している(内閣府地方創生推進室が実施)
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 勤務地が奈良県内に所在する
		<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している
		<input type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない
		<input type="checkbox"/> 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
起業	起業等	<input type="checkbox"/> 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと
		<input type="checkbox"/> 奈良県が実施している起業家支援事業補助金の交付決定を受けている ※R3年度の募集の詳細は、「奈良県起業家支援事業」ホームページをご覧ください

# 移住就業支援分

※1 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域

【条件不利地域】

- ◆東京都：檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神対馬村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ◆埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ◆千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、館南町
- ◆神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※2 通勤：雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

## 提出書類

\* 起業・就業ともに移住後・就業後3か月以上経過してから申請可能

	提出書類	備考	取得場所
共通	<input type="checkbox"/> 交付申請書(様式第1号)		町ホームページもしくは窓口
	<input type="checkbox"/> 交付請求書(様式第4号)		町ホームページもしくは窓口
共通	<input type="checkbox"/> 住民票謄本の写し	続柄の記載があるもの 町内住宅に住民票を移した後のもの	三宅町役場 住民保険課
	<input type="checkbox"/> 未納がないことがわかる証明書(R3年度を含む) 完納証明書・納税証明書など	18歳以上の世帯員等全員分 発行が可能になるのはR3年6月頃からです。各市区町村で発行時期が異なるので、直接お問い合わせください。	R3年1月1日在住の市区町村
共通	<input type="checkbox"/> 転入前の住民票の除票の写し(続柄の記載があるもの)	以下①②において、東京23区内または東京圏に在住していたことがわかる書類 ①転入日の直近1年以上	転入前の住所地の市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し	②転入日の直近10年のうち通算5年以上 ※どちらかで確認できれば1通で可 ▶(世)を申請する場合は、世帯全員分	本籍地がある市区町村役場
共通	<input type="checkbox"/> 就業証明書、在籍証明書など	以下①②において、東京23区内へ通勤していたことがわかる書類	在職していた企業等で発行(名称は企業ごとで異なります)
	<input type="checkbox"/> 退職証明書	①転入日の直近1年以上	
共通	<input type="checkbox"/> 退職票	②転入日の直近10年のうち通算5年以上 ※どちらかで確認できれば1通で可	在職していた企業等から受取(ハローワーク発行)
	<input type="checkbox"/> 奈良県での就業先の就業証明書(様式第2号)	就業先に提出し、内容を記載してもらってください	町ホームページもしくは窓口
起業	<input type="checkbox"/> 奈良県が実施する起業支援事業における交付決定通知		奈良県

## 申請の流れ

申請受付期間 **令和3年7月1日～令和4年3月31日**

- 下記提出書類が全て揃い次第、窓口へ提出(代理の方の提出も可能です)
- 提出書類の審査を行い、町から交付決定通知の発送後、指定された口座に補助金を振り込みます

## 補助金の返還

全額返還	虚偽の申請をした
半額返還	申請日から3年未満に三宅町から転出した
半額返還	申請日から1年以内に職を辞した
半額返還	奈良県起業家支援事業の交付決定が取り消された

半額返還	申請日から3年以上5年以内に三宅町から転出した
------	-------------------------

## その他

- ・ 該当する場合は、結婚新生活支援分もあわせて申請することができます。
- ・ 申請内容に変更があった場合は、「変更申請書」の提出が必要です。
- ・ 申請の受付件数は予算の範囲内となりますので、先着順となります。
- ・ 受付は必要書類をすべて提出いただいた時点で行います。記載漏れ、添付漏れには十分ご注意ください。
- ・ また、必要に応じて他の添付書類の提出を求める場合があります。
- ・ 必要書類の提出後に審査を行います。審査の結果、要件に該当しないと判断された場合は不交付の決定が行われますことをご了承ください。